

【本人確認書類】

※マイナンバーカードは表面のみ貼付

本人確認書類は、下記の(ア)～(カ)のいずれか1点の写しを顔写真・文字等がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

- (ア)運転免許証(両面) (返納している場合は運転経歴証明書で代替可能)
- (イ)個人番号カード(表面のみ) (個人番号通知カードは不可)
- (ウ)写真付きの住民基本台帳カード(表面のみ)
- (エ)在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(両面)
- (オ)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳(本人写真、氏名に加え、生年月日又は住所の記載がある部分)
- (カ)その他の官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書(本人写真、氏名に加え、生年月日又は住所の記載がある部分)

本人確認書類 貼付

なお、(ア)～(カ)を保有していない場合は、下記の(キ)～(コ)のうち2点の提出で代替することができるものとします。

- (キ)住民票の写し
- (ク)パスポート(顔写真の掲載されているページ)
- (ケ)各種健康保険証(両面)
- (コ)年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書(本人写真、氏名、生年月日又は住所の記載がある部分)